



2023年1月23日

各 位

会 社 名 株式会社ラクト・ジャパン
代 表 者 代表取締役社長 三浦 元久
(コード番号：3139 東証プライム市場)
問 合 せ 先 I R 広 報 部 長 石 黒 裕 子
(TEL. 03-6281-9752)

定款変更に関するお知らせ

当社は、2023年1月23日開催の取締役会において、定款の一部変更を求める議案を2023年2月22日開催予定の第25期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして、事業目的を変更・追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>農畜水産物、農畜水産物加工品及びこれらの原料の輸出入及び販売</u></p> <p>(2) <u>食品添加物、調味料、肥料、飼料、飼料添加物及びこれらの原料の輸出入及び販売</u></p> <p>(3) <u>食品加工用機械及びこれらの部品の輸出入及び販売</u></p> <p>(4) <u>医薬品、医薬部外品、化粧品、その他化学製品及びこれらの原料の輸出入及び販売</u></p> <p>(5) <u>酒類その他の飲料・食品及びこれらの原料の輸出入及び販売</u></p> <p>(6) <u>金銭の貸付、債務の保証・引受、各種債権の売買、為替取引並びに<u>その他金融業</u></u></p> <p>(7) <u>情報処理・提供、IT、情報等に関するサービス業</u></p> <p>(8) <u>経理、財務、労務、保険事務等事務代行業及び労働者派遣事業</u></p> <p>(9) <u>農畜産業及び酪農業</u></p> <p>(10) <u>損害保険の代理業</u></p> <p>(11) <u>上記各号に附帯する製造業、加工業、問屋業、代理業及び仲介業</u></p> <p>(12) <u>上記各号に附帯するコンサルタント業</u></p> <p>(13) <u>上記各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条～第13条 <条文省略></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>次の商品に関する貿易業、売買業、製造業、加工業、問屋業</u></p> <p>① <u>農畜水産物、農畜水産物加工品及びこれらの原料、畜類</u></p> <p>② <u>食品添加物、調味料、肥料、飼料、飼料添加物及びこれらの原料</u></p> <p>③ <u>食肉加工用並びに食品調理用の機械、器具及びこれらの部品</u></p> <p>④ <u>医薬品、医薬部外品、化粧品、その他化学製品及びこれらの原料</u></p> <p>⑤ <u>酒類、その他の飲料・食品及びこれらの原料</u></p> <p>⑥ <u>日用雑貨、衛生用品</u></p> <p>(2) <u>金銭の貸付、債務の保証・引受、各種債権の売買、為替取引及び<u>その他金融業</u></u></p> <p>(3) <u>情報処理・提供、IT、情報等に関するサービス業</u></p> <p>(4) <u>経理、財務、労務、保険事務等事務代行業及び労働者派遣事業</u></p> <p>(5) <u>農畜産業及び酪農業</u></p> <p>(6) <u>損害保険の代理業</u></p> <p>(7) <u>上記各号に附帯する代理業及び仲介業</u></p> <p>(8) <u>上記各号に附帯するコンサルタント業</u></p> <p>(9) <u>上記各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条～第13条 <現行通り></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令</u></p>	<p><削除></p>

<p><u>に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p><新設></p>	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u> <u>第 14 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p><新設></p>	<p>附則 <u>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第 2 条 2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日、もしくは同年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</u> <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <u>2. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2023 年 2 月 22 日
(2) 定款変更の効力発生日 (予定) 2023 年 2 月 22 日

但し、現行定款第 14 条の削除及び変更後定款第 14 条の新設は、変更案附則に掲げた日

以 上